

「労災診療費算定基準について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">基 発 第 7 2 号 昭和51年1月13日 最終改正 <u>基 発 0331 第 10 号</u> <u>平成28年3月31日</u></p> <p>各都道府県労働局長 殿  厚生労働省労働基準局長</p>	<p style="text-align: right;">基 発 第 7 2 号 昭和51年1月13日 最終改正 <u>基 発 0331 第 6 号</u> <u>平成26年3月31日</u></p> <p>各都道府県労働局長 殿  厚生労働省労働基準局長</p>
<p style="text-align: center;">労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：平成26年<u>3月31日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、<u>平成28年4月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</u></p>	<p style="text-align: center;">労災診療費算定基準について</p> <p>標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：平成26年<u>1月14日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、<u>平成26年4月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：平成28年3月4日））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。</p> <p>ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 病衣貸与料 1日につき<u>9点</u> 入院患者に対し、医療機関が病衣を貸与した場合に算定できる。</p> <p>(16)～(19) 略</p> <p>(20) 救急医療管理加算 初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に、次の金額を算定できる。</p>	<p>1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：平成26年3月5日））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。</p> <p>ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 病衣貸与料 1日につき<u>7点</u> 入院患者に対し、医療機関が病衣を貸与した場合に算定できる。</p> <p>(16)～(19) 略</p> <p>(20) 救急医療管理加算 初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に、次の金額を算定できる。</p>

入院 6,000円

入院外 1,250円

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

（以下略）

(21) 略

(22) リハビリテーション

ア 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

(ア) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1単位)	125点
(ウ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(エ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1単位)	200点
(オ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1単位)	100点
<u>(カ) 廃用症候群リハビリテーション料 (I) (1単位)</u>	<u>250点</u>
<u>(キ) 廃用症候群リハビリテーション料 (II) (1単位)</u>	<u>200点</u>
<u>(ク) 廃用症候群リハビリテーション料 (III) (1単位)</u>	<u>100点</u>
<u>(ケ) 運動器リハビリテーション料 (I) (1単位)</u>	<u>190点</u>
<u>(コ) 運動器リハビリテーション料 (II) (1単位)</u>	<u>180点</u>
<u>(サ) 運動器リハビリテーション料 (III) (1単位)</u>	<u>85点</u>
<u>(シ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) (1単位)</u>	<u>180点</u>
<u>(ス) 呼吸器リハビリテーション料 (II) (1単位)</u>	<u>85点</u>

イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4、注5及び注6（注5及び注6は脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料 (I) (運動器リハビリテーション (II) を含む。) を算定すべきリハビリテーシ

入院 6,000円

入院外 1,200円

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

（以下略）

(21) 略

(22) リハビリテーション

ア 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

(ア) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1単位)	105点
(ウ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(エ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1単位)	200点
(オ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1単位)	100点
<u>(カ) 運動器リハビリテーション料 (I) (1単位)</u>	<u>185点</u>
<u>(キ) 運動器リハビリテーション料 (II) (1単位)</u>	<u>180点</u>
<u>(ク) 運動器リハビリテーション料 (III) (1単位)</u>	<u>85点</u>
<u>(ケ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) (1単位)</u>	<u>180点</u>
<u>(コ) 呼吸器リハビリテーション料 (II) (1単位)</u>	<u>85点</u>

イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4及び注5（注5は脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料 (I) (運動器リハビリテーション (II) を含む。) を算定すべきリハビリテーシ

ンを行った場合又は医療機関外において、疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）（運動器リハビリテーション（Ⅱ）を含まない。）を算定すべき訓練に関するリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

エ 略

(23) 略

(24) 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 1日につき770点

その他の疾患の場合 1日につき580点

ア 傷病労働者（入院期間が1月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者であって、就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士（以下「医師等」という。）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入院中及び通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、入院中及び通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。

イ、ウ 略

エ 訪問指導を実施した日と同一日又は訪問指導を行った後1月以内に、医師等が上記アの傷病労働者のうち入院中の者に対し、本人の同意を得て、職業復帰を予定している事業場において特殊な器具、設備を用いた作業を行う職種への復職のための作業訓練又は事業場を目的地とする通勤のための移手段の獲得訓練を行い、診療録に訪問指導の日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載した場合は、訪問指導1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を所定点数に加算できるものとする。

(25)～(28) 略

(29) 術中透視装置使用加算 220点

ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」及び「足の舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

ンを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

エ 略

(23) 略

(24) 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 1日につき760点

その他の疾患の場合 1日につき570点

ア 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病労働者が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士（以下「医師等」という。）が傷病労働者の職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。

イ、ウ 略

(25)～(28) 略

(29) 術中透視装置使用加算 220点

ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

イ 略

(30)～(32) 略

2～7 略

8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域

（平成28年3月4日付け保医発0304第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち3級地から5級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

9 略

別紙1～5 略

イ 略

(30)～(32) 略

2～7 略

8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9-49（地域手当）により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域

（平成26年3月5日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち4級地及び5級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

9 略

別紙1～5 略